

～新闻话语 “审判员制度”～

平成16年3月，作为司法制度改革的一项国民性基础而起着支撑作用的“审判员制度”被公诸于世，并将于平成21年5月为止正式实施。此制度一经启动，便意味着每一名日本公民都有可能成为“审判员”。

此制度是为改善以往司法审判过于专业化而造成的深奥晦涩，以及为了改善回避审理时间过长等问题而出台的。采取此项制度，将加速个案的审理过程，加深、加强国民对于各种案件的审理方式及其内容的理解与关心，从而使司法能够更贴近普通百姓的生活，并达到提高人们对于司法信赖程度的目的。

所谓“审判员制度”，是指在各地方裁判所进行的刑事案件审理过程中，原则上由6名从普通公民中选拔出来的审判员和3名法官（以往的制度规定仅3名法官）负责审理，即对被告人是否有罪，有罪的话应该对其进行何种程度的量刑等问题共同作出裁决。刑事审判所涉及的类型有因杀人、伤人致死、抢劫致死、抢劫伤害、纵火以及绑架勒索等罪名而接受死刑或无期徒刑、入狱劳改等司法判决的案件。

那么，审判员将怎样被选拔出来，同时又怎样参与整个司法审理呢？请看下面的流程。

- ①先通过抽签的形式，在拥有选举权的公民中选出下一年的审判员候补，再由各个法院负责制作审判员候补人员名单。
(大约12月)
- ②每审理一宗案件，都要从审判员候补人员名单中抽选审判员候补。并向抽选出来的候补人员发出询问单和传唤。(在正式审理的6~8星期前)
- ③审判员候补对询问单所提出的问题作出回答并将其寄回法院。原则上候补人是

ニュースのことば「裁判員制度」

「裁判員制度」は、司法制度改革の国民的基盤作りのための大いな柱として、平成16年3月に公布され、平成21年5月までに実施されることになっています。この制度が始まれば、日本国民として誰もが「裁判員」になる可能性がでてきます。

この制度は従来の裁判の専門的なが故のわかりにくさや、審理に長い時間がかかりすぎるという問題に対する改善策として提案されました。この制度を導入することにより、裁判を迅速化し、進め方や内容に対して国民の理解、関心を深め、司法をより身近なものとして信頼度を高めようというものです。

「裁判員制度」とは、地方裁判所で行われる刑事裁判で、原則として国民から選ばれた裁判員6名と裁判官3名（従来は裁判官3名のみ）で被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような量刑を課すかを裁判員と裁判官が一緒に決める制度です。刑事裁判では、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死罪、放火罪、身代金目的誘拐罪等の死刑または無期懲役・禁錮刑を扱います。

では、裁判員はどのように選ばれ、どのように裁判に関わるのでしょうか。以下、その流れです。

- ①選挙権を持つ人の中から翌年の裁判員候補者を抽選で選び、裁判所毎に裁判員候補者名簿を作成する。(12月頃)
- ②事件ごとに裁判員候補者名簿から抽選で裁判員候補者を選ぶ。裁判員候補者に質問票と呼び出し状が送付される。(裁判の6~8週間前)
- ③裁判員候補者は質問票に回答し裁判所に返送する。原則として辞退できない。

不能拒绝担任审判员的。但拥有无论如何都无法承担这一义务的理由时，方可提出谢绝申请。但如若申请内容与实际情况不符，候补人则将被处以“过失罚款”。

※被视为正当的谢绝理由有：年龄在70岁以上者；身为地方公共团体（地方政府）议员，法庭审理时间与议会期间刚好重合；大学、高中、专科学校在校生；罹患严重疾病或带伤者；家里有人需要护理、养育者，以及在事业或社会生活方面承担着重要职责的人等。

- ④法院将对审判候补人进行审查，最后通过抽签的形式从候补人中决出最终人选。
- ⑤与法官一道亲临刑事案件审理法庭（公审），对相关证据进行调查核实并向证人、被告人提出质疑。
- ⑥在对证据进行调查核实、认定与事实无出入之后，接下来便是与法官讨论被告人是否有罪（评判）并作出决定（评定）。当大家意见出现分歧时，则借助多数表决的方式来裁决，但此时的条件是，在多数人的意见中必须包含一名以上的法官意见。
- ⑦审判长在法庭上宣读评定结果，审判员的工作到此结束。

采取审判员制度被指出存在以下几个问题：

- ・单方面地通过抽签来任命审判员，并强制其承担、执行审判员义务这种方法，对于无此初衷的人来说，可谓是一桩“背离本意的苦差事”（宪法第18条），可否认为这种做法违反了宪法的规定呢？
- ・被选为审判员以后，其包括思想在内的个人信息将以事前调查的名义被法院进行调查，可否认为这是对个人隐私权的侵犯呢？（在这项调查中如果拒绝回答或提供虚假事实者将受罚。）
- ・由于审判员参与的是刑事案件，因此他

どうしても参加できない理由があれば辞退を申し出ることもできる。虚偽の申立てをした場合は「過料（罰金）」が課せられる。

※辞退事由としては、70歳以上の人、地方公共団体の議員で議会開会中の者、学生・生徒、重い疾病や傷害、家族の介護・養育に係る人、事業上、社会生活上の重要な用務がある場合等があげられている。

- ④裁判所で裁判員候補の審査が行われ、最終候補者の中から抽選で決定される。
- ⑤裁判官と一緒に刑事事件の法廷（公判）に立ち会い、証拠書類の取り調べ、証人、被告人への質問をする。
- ⑥証拠を調べ、事実を認定したら被告人が有罪か無罪かを裁判官と共に議論（評議）し、決定（評決）する。意見がまとまらない時には多数決により決定されるが、この時、裁判官一人以上が多数意見に含まれていることが条件となる。
- ⑦評決結果を法廷で裁判長が宣告し、裁判員の仕事は終了する。

この裁判員制度の導入については、以下の様々な問題が指摘されています。

- ・一方的な抽選という選出方法で裁判員を任命し、その職務を強制的に義務づけるというやり方は、希望しない者にとっては「意に反する苦役」（憲法18条）になり憲法違反ではないか。
- ・裁判員に選ばれると裁判所より思想を含む個人情報を調査する事前調査が行われるが、これはプライバシーの侵害に当たるのではないか（これに対し回答拒否や虚偽の回答を行った者には罰則があたえられる）。

们或许会有遭遇某种危害的可能。为了避免这种危险发生，审判员的匿名性及其个人安全问题是否已经做到了万无一失呢？

- 审判员在评判过程中有着对所掌握事实严守秘密的义务，因此通过抽签选拔出来的一般公民必须做到一生都坚持守口如瓶，这对于他们来说是否是一份过重义务呢？
- 作为一种在任意情况下抽选审判员的方法，是否有可能选出资质或态度不适合于从事司法审理和评定的人呢？
- 为了提升审理速度，据说事前将进行让审判员对审判过程容易了解的“公判前整理手续（作为审理计画和准备，向审判员出示案件的争论点及经过严密筛选的证据）”，而这些恰恰是审判员进行审理时所需大量信息的压缩，这么做是否会使审理无法像以往那样，在经过大量的调查核实、依据实证的前提下进行呢？

平成17年进行的、围绕“审判员制度”的舆论调查中，有30%的人表示“愿意充当审判员”，而回答“不愿意”的人则达到了70%。至于不愿承担这一义务的理由，很多人提到了“感觉评定一个人有罪或无罪是很难的”，以及“不想为别人定罪”等等。的确，作为一个审判员，参与并作出左右某人一生一世的决定，这项工作其分量是不轻的，其难度也是很大的。距离“审判员制度”正式实施还有一年半的时间，为了做到让国民真正加深对于司法的理解，我们希望今后也能在继续展开广泛探讨的基础上，实施一项全体国民都能领会、了解的司法制度改革。

(B)



• 刑事事件に関わるということで裁判員が何らかの危害を被る可能性も出てくるのではないか、その危険性を回避するための裁判員の匿名性や安全の確保はできるのだろうか。

• 裁判員には評議過程で知りえた事柄について秘密保持義務が生じるが、抽選で選ばれた一般国民が一生この秘密を守り続けなければならないというは過重な義務ではないか。

• 無作為に選ばれた裁判員は、審議評決に際して適性や態度が裁判員としてそぐわない人物が選出される可能性もあるのではないか。

• 裁判の迅速性、裁判員にわかりやすい審理にするために事前に「公判前整理手続（事件の争点や厳選された証拠のみを提示する審理の計画、準備）」が行われるというが、裁判員が審理する情報がかなり絞り込まれたものになり、従来のような十分な調査、証拠に基づいた審理が行えなくなるのではないか。

平成17年に行われた「裁判員制度」に関する世論調査では、裁判員をやってみたいと答えた者30%、やりたくないと答えた者は70%に上りました。やりたくない理由として多かったのは「有罪、無罪の判断が難しそう」「人を裁くことをしたくない」というものでした。確かに、人の一生を左右する決定に関与することの重み、難しさは皆感じるところでしょう。実施まで残り1年半、本当に国民が司法への理解を深めるためにも、今後も十分な議論を重ね国民が納得できる司法制度改革が行われるよう望みたいものです。

(B)